

安全・安心まちづくり旬間

10月11日(金)～20日(日)

この旬間は、犯罪のない、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、地域の皆さんによる自主的な防犯活動などを推進するために定められたものです。

犯罪のない社会の実現には、地域の皆さんが一丸となり「自分たちの地域は自分たちで守る」という防犯意識のもと、防犯パトロールやあいさつ運動などの防犯活動に取り組み、犯罪の起きにくい環境を作ることが大切です。日ごろから、家族や隣近所、地域の皆さんで防犯対策への取り組みについて話し合うなど、安全で安心な村づくりにご協力ください。

問 総務課安全防災交通係 ☎(288)1212

国民健康保険および
後期高齢者医療における紙の
被保険者証の廃止について税務住民課
住民保険係

☎(288)3849

国から示されたマイナンバーカードと保険証の一体化の方針に基づき、従来の紙の被保険者証（保険証）は、令和6年12月2日で廃止され、以降の交付（紛失による再交付を含む）はできなくなりま。なお、経過措置として、令和6年12月1日までに交付された保険証は、住所や負担割合などに変更がない限り、有効

期限（令和7年7月31日）まで、これまでどおりお使いいただくことができます。また保険証廃止以降、マイナ保険証を登録されていない方には、申請によらず資格確認書を交付します。※「資格確認書」を医療機関などの窓口で提示し、資格確認を行うことで、引き続き一定の窓口負担で医療を受けることができます。

マイナンバーカードを作ろう！

税務住民課住民保険係

☎(288)3849

マイナンバーカードとは、申請することで取得できる、顔写真付きのプラスチック製のカードです。マイナンバーのほかに「氏名」「住所」「生年月日」「性別」が記載されるため、公的な身分証明書として使用できます。

申 ①スマートフォン（スマホ）で申請

スマホで顔写真を撮影↓
スマホで交付申請書の二次元コードを読み取る↓
申請用WEBサイトでメールアドレスを登録する
↓登録したアドレスに申請用のURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請

②パソコンで申請

カメラで顔写真を撮影↓
申請用WEBサイトでメールアドレスを登録↓登録したアドレスに申請用のURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請

③郵便で申請

交付申請書に必要事項を記入し、6カ月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し申請。※申請書がない場合は、総務省のWEBサイト（「マイナンバーカード 郵便」で検索）からダウンロードまたは担当窓口で取得できます。

問 マイナンバー総合フリーダイヤル／0120-951017

日 平日…午前9時30分～午後8時、土日祝…午前9時30分～午後5時30分（年末年始を除く）



国民年金

国民年金 日本年金機構の職員などを装った「なりすまし」詐欺にご注意ください。

全国各地で「日本年金機構」、「社会保険庁」、「厚生労働省」、「委託事業者」などを名乗り、現金をだまし取ったり、銀行口座、家族構成、預金金額の情報を聞き取りしたりするなど、不審な電話やメール、訪問があったとの情報が寄せられています。

不審な点を感じたら、厚木年金事務所にご相談ください。

問 厚木年金事務所 ☎(223)7171 税務住民課住民保険係 ☎(288)3849

記号一覧

他	費	対	日
その	費用	対象	日時
他			
問	申	内	期
問	申	容	間
問	問	込	場
問	問	み	所
問	問	講	
問	問	師	
問	問		

県央やまなみ探訪

厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町、清川村の5市町村が観光振興で連携している「県央やまなみ地域」の魅力を、毎月順番に紹介します。紙面では伝えきれない5市町村の観光にまつわるコラムを、ニュースサイトでも紹介します(二次元コードからご覧ください)。

第5回 素朴にたたずむ史跡

歴史ブームが続いています。身近に素朴にたたずむ史跡を訪れて、うずもれた歴史への思いをはせてみるのも面白いものです。「近場のいなか」を称する愛川町の街角には、戦国時代から明治期に至るまで、さまざまな史跡が残ります。田園のなかに時の流れを体感できるスポットや、名産のスイーツも楽しめます。



愛川の「三増峠の戦い」の古戦場に立つ石碑

ニュースサイトで詳しく紹介しています

問 厚木市商業観光課 ☎(225)2820



ひとり親家庭等 医療費助成について

父または母が死亡・重度の障がい・離婚の状態にある家庭などの方を対象に、健康保険適用医療費の自己負担額を助成します。助成を受けるには、医療証交付申請が必要です。

対 村内在住のひとり親家庭などの児童、父、母など。児童は18歳になった最初の3月31日まで(一定の障がいがある、または高等学校などに在学してい

る方は20歳未満まで)。所得制限あり。助成を受けている方は、10月31日までに現況届の提出が必要です(児童扶養手当の現況届を提出している方は、ひとり親家庭等医療費助成事業の現況届の提出は省略することができます)。対象者には、9月下旬に通知を発送しています。

子育て健康福祉課
子育て支援係
☎(288)3861

クリーンキャンペーン・ヤマビル駆除

- 日 10月20日(日)午前8時30分から※予備日10月27日(日)
※前日の午後5時15分と当日の午前8時に実施の有無を防災行政無線で放送します。
※予備日が雨天の場合は中止とします。

場 各自治会や自宅周辺の道路など

内 ① 不法投棄された可燃ごみや不燃ごみの収集

② 県・村道沿いの雑草や支障木の除去

③ ヤマビル駆除(実施する自治会には殺ヒル剤と噴霧器を貸し出します。)

他 ① 全世帯を対象とし、1世帯につき半透明ビニール袋1枚、軍手1枚を配布します。

② 収集したごみは分別し、ごみ集積所に出してください。

③ 刈り取った草は余地へ処分してください。余地へ処分できない場合など、処分に困った際はご相談ください。なお、庭の植木などの剪定枝や一般家庭ごみは出さないでください。

※刈った草はかき集めておくともヤマビルが生息しにくい環境をつくることができます。また、集めた草をかき混ぜながら殺ヒル剤を散布すると更に効果的です。

④ 予備日が中止の場合、各自治会での自主的な実施をお願いします。事前にご連絡いただいた場合のみ、ごみを回収します。

問 環境上下水道課環境係 ☎(288)3862

環境美化活動に
ご参加・ご協力を
お願いします



第8回ごみ中間処理施設整備事業報告会(工事説明会)を開催

厚木愛甲環境施設組合が2025年12月の施設稼働に向け進めている、ごみ中間処理施設整備の事業報告会(工事説明会)を次のとおり開催します。

日 10月19日(土)午後3時~4時30分

場 厚木市環境センター2階大会議室(厚木市金田1641-1)

申 不要(直接会場へ) 問 厚木愛甲環境施設組合 ☎(297)1153



予防接種費用を助成

子育て健康福祉課
健康福祉係
☎(288)3861

インフルエンザまたは新

型コロナウイルス感染症の重症化を防ぐため、予防接種費用の一部を助成します。

期 10月7日(月)～来年2月28日(金)

小児インフルエンザ予防接種

対 予防接種当日に村内に住

所があり、0歳(生後6ヶ月を経過)から18歳(高校3年生相当)までの児童

童

内 接種回数／1～2回

助成額／1回につき千円

(1人2回まで)

申 対象者には、関係書類を送付します。

高齢者インフルエンザ予防接種

接種

対 予防接種当日に村内に住

所があり、次の①または②に該当する方

②に該当する方

① 予防接種当日に満65歳以上の方

② 予防接種当日に満60歳以上65歳未満であり、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不ウイルス

ス(HIV)による免疫機能に重い障害がある方で、接種を希望される方(身体障害者手帳1級相当の方)

ス(HIV)による免疫機能に重い障害がある方で、接種を希望される方(身体障害者手帳1級相当の方)

内 接種回数／1回

接種料金／1500円

申 ①の方には関係書類を送付します。

②の方はお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症予防接種

対 高齢者インフルエンザ予防接種と同じ

接種回数／1回

接種料金／2100円

申 高齢者インフルエンザ予防接種と同じ

接種回数／1回

接種料金／2100円

申 高齢者インフルエンザ予防接種と同じ

接種回数／1回

接種料金／2100円

申 高齢者インフルエンザ予防接種と同じ

接種回数／1回

接種料金／2100円

申 高齢者インフルエンザ予防接種と同じ

接種回数／1回

接種料金／2100円

申 高齢者インフルエンザ予防接種と同じ

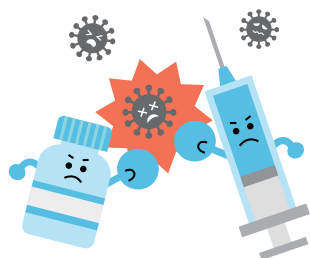
接種回数／1回

接種料金／2100円

申 高齢者インフルエンザ予防接種と同じ

接種回数／1回

接種料金／2100円



住宅の取得を「奨励金」で応援!

村づくり観光課
村づくり振興係
☎(288)3864

村内に住宅(自己の居住用)を取得された方に奨励金を交付します。

対 村内に新たに住宅を取得し、居住した方(居住者全員に村税などの滞納がないこと)

内 住宅を取得した場合(①、②または③、④または⑤に該当する合計額)

① 村内に住宅を取得／50万円

② 村内業者で施工(建築・改修)／50万円

③ 村外業者で施工(建築・改修)／20万円

④ 村内で転居／30万円

⑤ 村外からの移住／50万円

申 申請書に必要書類を添えて、担当課窓口へ提出。

※申請期限は、住宅を取得した日から6カ月以内。

(ただし中古住宅を取得し、改修工事をした場合は、住宅を取得した日から1年以内)

他 申請書は村ホームページまたは担当課窓口で配布。

また、住宅を取得した日から1年以内

申請書は村ホームページまたは担当課窓口で配布。

また、住宅を取得した日から1年以内

申請書は村ホームページまたは担当課窓口で配布。

また、住宅を取得した日から1年以内

申請書は村ホームページまたは担当課窓口で配布。

また、住宅を取得した日から1年以内

申請書は村ホームページまたは担当課窓口で配布。

また、住宅を取得した日から1年以内

申請書は村ホームページまたは担当課窓口で配布。

また、住宅を取得した日から1年以内

申請書は村ホームページまたは担当課窓口で配布。

また、住宅を取得した日から1年以内

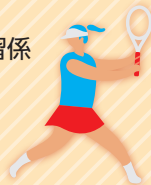
申請書は村ホームページまたは担当課窓口で配布。

10月は県民スポーツ月間

県では、県民がスポーツに親しみ、スポーツに対する関心および理解を深めることを目的として、平成29年3月に制定した「神奈川県スポーツ推進条例」および神奈川県スポーツ推進計画「エンジョイ・スポーツかながわプラン」で、10月の1ヵ月間を「県民スポーツ月刊」を定め、県民の誰もがスポーツを楽しめる取り組みを推進しています。

ぜひ、この機会に運動やスポーツを楽しみませんか。

問 生涯学習課生涯学習係
(288)3733



ラジオきよかわだより

83.6 MHz

☆宮ヶ瀬レイクサイドエフエム☆

午後0時30分

問 総務課管理係 ☎(288)1212

献血に行こう!

日 10月18日(金)午前9時30分～11時

場 道の駅「清川」第1駐車場

問 神奈川県赤十字血液センター

☎(228)9907

